

## 令和4年度洲本市中小企業等原油価格等高騰対策支援一時金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油の価格の高騰の影響により厳しい経営状況に直面している中小企業者の燃料費等の負担を軽減し、その事業活動の継続に資するため、臨時の措置として実施する中小企業等原油価格等高騰対策支援一時金（以下「一時金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 宗教活動若しくは政治活動（これらに付随する活動を含む。）を行う者又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業を営む者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項に規定する旅客自動車運送事業を営む者
- (4) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2条第1項に規定する農業者
- (5) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第10条第2項に規定する漁民

2 この要綱において「燃料費等」とは、中小企業者が主としてその事業活動によって消費した揮発油、灯油、軽油、重油、液化天然ガス、液化石油ガス又は電気（以下「燃料等」という。）の購入費用をいう。

### (支給対象者)

第3条 一時金の支給の対象とする者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 洲本市税条例（平成18年洲本市条例第90号）第31条の規定により令和4年度の法人又は個人の市民税の均等割が課されている会社又は個人（同条例第24条第2項の規定により均等割が課されないこととなる者を含む。）であること。
- (2) 令和年4月1日から同年9月30日までの間において燃料費等として燃料等を供給した事業者を支払った金額の合計額が会社にあつては50万円以上、個人にあつては25万円以上であること。
- (3) 一時金の支給を受けた後も、本市において事業活動を継続する意思を有する

こと。

- (4) 役員等(洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年洲本市告示第13号)第2条第5号に規定する役員等をいう。)が暴力団等(同条第3号に規定する暴力団等をいう。)でないこと。

(支給額)

第4条 一時金の支給額は、会社の支給対象者にあつては10万円、個人の支給対象者にあつては5万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社又は個人の主たる事務所の所在地とその代表者(個人にあつては、当該個人)の住所が同一であるときは、前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額を一時金の支給額とする。ただし、燃料費等の支出を証するに足りる書類その他市長が適当と認める書類において、契約の当事者、領収書の名宛人その他の記載から中小企業者がその事業活動において当該燃料費等を支出したことが経理上明確に区分されていると認められる場合は、この限りではない。

(支給申請)

第5条 一時金の支給を受けようとする支給対象者は、洲本市中小企業等原油価格等高騰対策支援一時金支給申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ当該各号に定める書類(市長が当該書類に準ずるものであると認める書類を含む。)を添えて、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 会社 次に掲げる書類

ア 直近の法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)別表第1(所轄税務署の収受印が押印されたものに限る。)及びこれに添付された同令第35条第5号に掲げる当該内国法人の事業等の概況に関する書類

イ 第3条第1号に規定する均等割の納税通知書の写し

ウ 燃料費等内訳表(様式第2号)

エ 燃料費等の支出を証するに足りる書類

オ 誓約書兼同意書(様式第3号)

カ 当該申請をする者(以下「申請者」という。)が名義人となっている預貯金通帳の写し

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 個人 次に掲げる書類

ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(ア) 青色申告 直近の確定申告書のうち第1表（所轄税務署の收受印が押印されたものに限る。）及び第2表並びに所得税青色申告決算書

(イ) 白色申告 直近の確定申告書のうち第1表（所轄税務署の收受印が押印されたものに限る。）及び第2表

イ 第3条第1号に規定する均等割の納税通知書の写し（洲本市税条例第24条第2項の規定により均等割が課されていない者にあつては、市長から交付された非課税証明書）

ウ 前号ウからキまでに掲げる書類

（支給）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容の審査により適当と認めるときは、予算の範囲内において、申請者が名義人となっている預貯金口座に口座振替の方法により一時金を支給するものとする。

（返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により一時金の支給を受けた者があつたときは、納期日を定めて、その者から、その者が支給を受けた一時金の全額の返還を求めるものとする。

（延滞金）

第8条 前項の規定により一時金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかつた者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に申請のあつた一時金の支給、返還等については、第7条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。